

住民基本台帳法の改正について

総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室課長補佐 荒井 陽一

去る七月八日、第一七一回国会において住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、同月一五日に公布された。この改正により、三年以内に、外国人住民が、日本人と同様、住民基本台帳の対象となる。本稿では、この改正の背景と概要についてご紹介したい。

改正の背景

我が国に入国する外国人は、出入国管理及び難民認定法（入管法）に基づき上陸を許可された後、居住する市町村の窓口で外国人登録法（外登法）に基づく外国人登録を行う。（七月の法務省発表によれば、平成二〇年一二月末現在の外国人登録者数は、約二二二万人と過去最高を更新した。）

市町村では、この外国人登録によって外国人の身分関係や居住関係の情報を把握し、その情報を事実上活用して各種の行政サービスを提供している。しかしながら、市町村では、外国人登録原票の職権修正が認められていないことや、法務省との情報の連携が十分に行われていないことから、その保有する情報が実態と乖離してしまう、といった問題も生じていた。

一方、法務省では、在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築等を目的として、入管法と外登法という二元的な在

留管理制度を見直し、入管法への一本化を検討するに至った。

このため、外登法が廃止された場合に、市町村が外国人住民を把握して各種行政サービスを提供するための基盤となる台帳制度について検討することとし、昨年四月から「外国人台帳制度に関する懇談会」（座長・藤原静雄筑波大学法科大学院教授）が開催され、地方公共団体や外国人有識者からのヒアリング等も踏まえた上で、その議論が報告書としてとりまとめられた。総務省では、その内容を基本に検討を重ね、日本国籍を有しない者の適用を除外している現行の住民基本台帳法を改正し、外国人住民をその対象に加えることとしたものである。

改正の概要

本改正の施行により、外国人住民についても、日本人と同様、住民票が作成される。これにより、市町村は、住民基本台帳を外

国人住民に関する各種行政事務の基礎とすることとなる。また、これまで住民基本台帳制度と外国人登録制度という別個の制度で把握せざるを得なかったいわゆる複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する一の世帯）については、より容易に世帯構成を把握することが可能になる。以下では、改正のポイントをご説明する。

ア 住民票の作成対象

適法に在留する外国人（具体的には次のとおり）であつて住所を有する者（外国人住民）であり、観光目的などの短期滞在者等は対象外になる。

① 中長期在留者

我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、三カ月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者。改正後の入管法に基づき、入国時等に法務大臣から在留カードを交付される。

② 特別永住者

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）により定められている特別永住者。改正後の入管特例法に基づき、特別永住者証明書を交付される。

③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

入管法により、難民である可能性がある場合に一時庇護のための上陸の許可を受けた一時庇護許可者や、難民認定申請を行った場合に仮に本邦に滞在することを許可された仮滞在許可者。当該許可に際して、一時庇護許可書又は仮滞在許可書を交付される。

④ 出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者

出生又は日本国籍の喪失により我が国に在留することとなった外国人。入管法により、当該事由が生じた日から六〇日を限り、在留資格を有することなく在留することができる。

イ 住民票の記載事項

日本人と同様の、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項に加え、国民健康保険等の被保険者に関する事項のほか、外国人住民特有の事項として、国籍等、在留資格、在留期間等が記載される。

ウ 法務省からの通知等

外国人住民が、地方入国管理局等において

て氏名等の変更の届出や在留資格の変更、在留期間の更新等の手続を行った場合、住民票の記載事項も修正の必要が生じる。このため、こうした場合には、法務省から当該外国人住民の住所地の市町村に通知されることとなっており、外国人住民の届出負担の軽減と記録の正確性の確保を図っている。

一方、入管法等に基づき、中长期在留者と特別永住者は、居住地について市町村を経由して法務省に届け出なければならぬこととされており、実務上は、市町村が転入等の手続の際に把握した居住地情報を、法務省に送ることになる。

エ その他

住民基本台帳法に基づく既存の制度、例えば、転入届・転出届等の届出、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付といった公証制度、住民基本台帳ネットワークや住民基本台帳カード等について、日本人と同様に、外国人住民にも適用されることとなる。

オ 施行期日・移行措置

前述の改正は、原則、入管法等の改正の施行日と同日とされており、公布日から三年を超えない範囲内において今後政令で定められる。

また、現行の外国人登録制度から住民基本台帳制度へ円滑に移行するための措置を設けている。具体的には、

① 基準日（今後政令で定める施行日前の一時点）において、市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち施行日に当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれるものについて、「仮住民票」を作成し、本人への通知等により修正等を行い、施行日に住民票に移行させる、

② 基準日後、施行日前に市町村の外国人登録原票に登録される者については、施行日に当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれるものについて同様の手続をとる、

③ ①、②に該当しない者については、施行日以後一四日以内に届出をしなければならぬこととする、

という手続を設け、これにより、外国人の届出負担を軽減しつつ、住民票の正確性の確保を図っている。

住民行政の基礎である住民基本台帳の対象に外国人住民の方々を含めることの意義は大きい。三年以内の施行に向けて、各市町村においては、既存の住民基本台帳システムの改修や、住民窓口の見直し、外国人の方々への周知等も含め、新制度への移行に向けた準備作業を実施する必要がある。総務省としては、今後、政省令、事務処理要領等の整備をはじめ実務的な検討を進めつつ、早期の情報提供等に努めて参りたい。